

一般社団法人 日本ビルディング協会連合会 御中

国土交通省住宅局建築指導課  
市街地建築課

劇場、観覧場、映画館等の客席に関するバリアフリー省令の改正等について

平素より建築物のバリアフリー化の推進に格別なるご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則及び高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」（令和4年国土交通省令第30号）及び「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により、認定特定建築物等の建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものを定める件の一部を改正する件」（令和4年国土交通省告示第403号）が令和4年3月31日に公布され、同年10月1日に施行されます。

これにより、劇場や観覧場（スタジアム、アリーナ等）、映画館等の客席について、新たに誘導基準等が整備されることとなりますので、貴団体におかれましては、本改正の趣旨を踏まえ、共生社会の実現に向け、取組みを進めていただくとともに、関係者に対してもこの旨周知いただきますようお願いいたします。

記

第1 劇場等の客席に係る誘導基準（望ましい基準）の設定

今回、高齢者、障害者等の移動等の円滑化を促進する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第17条第3項第1号による誘導基準に、劇場、観覧場、映画館等の客席に係る基準を新たに設定しました。

（劇場等の客席に係る主な誘導基準）

車椅子使用者用客席の数	劇場等に客席を設ける場合には、以下に示す数以上の車椅子使用者用客席を設けること。 ・客席の総数が200以下のときは当該客席の総数の2% ・客席の総数が200を超え、2,000以下のときは当該客席の総数の1%+2 ・客席の総数が2,000を超えるときは当該客席の総数の0.75%+7
車椅子使用者用客席の要件	車椅子使用者用客席は次の要件を満足すること。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幅は 90cm 以上とすること</li> <li>・奥行きは 120cm 以上とすること</li> <li>・床は平らとすること</li> <li>・車椅子使用者が舞台等を容易に視認できる構造とすること</li> <li>・同伴者用の客席又はスペースを隣接して設けること</li> </ul>
車椅子使用者用客席の分散配置	客席の総数が 200 を超える場合には、車椅子使用者用客席を 2 箇所以上に分散して設けること。

なお、誘導基準は同項の認定を受ける際の基準となります。認定を受けた場合、シンボルマークの表示が可能となるほか、次項に記す特例措置が適用されますので、建築主等において認定の取得を積極的に検討していただけるよう、周知方お願いいたします。



シンボルマーク

## 第2 劇場等の客席に係る容積率の特例

今回、法第 19 条に基づく告示を改正し、認定を受けた【劇場や観覧場、映画館等】の客席について、通常客席の床面積（0.5 m<sup>2</sup>/席）を上回る車椅子使用者用客席の部分は、建築物の延べ面積の 10 分の 1 を限度として容積率算定上の床面積に算入しないこととなります。劇場等の建築等にあたっては、この容積率特例を積極的に活用し、劇場等の客席のバリアフリー化を一層促進していただきますようお願いいたします。

## 第3 ガイドラインの活用について

バリアフリー整備の参考として、令和 3 年 3 月に改定したガイドライン「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」において、【劇場や観覧場、映画館等】の客席の設計や既存施設の改修のポイント等を掲載しておりますので、ご利用いただければ幸いです。

<高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準>

[https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku\\_house\\_fr\\_000049.html#guideline](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000049.html#guideline)

### 【本通知に関する問合せ先】

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付 亀元・野上

TEL : 03-5253-8111（内線 : 39-545）